

＜別表＞減免が受けられる障害の等級（身体障害者手帳・戦傷病者手帳）

障害の区分		身体障害者本人が 所有し運転する場合		左記以外の場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1・2・3級、4級の1	特別・1・2・3・4項症	1・2・3級4級の1	特別・1・2・3・4項症
聴覚障害		2・3級	特別・1・2・3・4項症	2・3級	特別・1・2・3・4項症
平衡機能障害		3級	特別・1・2・3・4項症	3級	特別・1・2・3・4項症
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別・1・2項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
肢体不自由 (上肢)		1・2・3・4・5・6級	特別・1・2・3・4・5・6項症、1・2・3款症	1級、2級の1、2級の2	特別・1・2・3項症
肢体不自由 (下肢)		1・2・3・4・5・6級	特別・1・2・3・4・5・6項症、1・2・3款症	1・2級、3級の1	特別・1・2・3項症
肢体不自由 (体幹)		1・2・3・5級	特別・1・2・3・4・5・6項症、1・2・3款症	1・2・3級	特別・1・2・3・4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2・3・4・5・6級		1級・2級（一上肢のみに運動機能障害を持つものを除く）	
	移動機能	1・2・3・4・5・6級		1・2級、3級（一下肢のみに運動機能障害を持つものを除く）	
心臓、呼吸器、腎臓、膀胱又は直腸、小腸	機能障害	1・3級	特別・1・2・3項症	1・3級	特別・1・2・3項症
肝臓機能障害		1・2・3級	特別・1・2・3項症	1・2・3級	特別・1・2・3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3級		1・2・3級	

の部分は第一種の手帳（カバーが青色）に相当します。